

## 岩手県保健医療計画（2018-2023）の中間見直しの実施について（報告）

## 1 中間見直しの趣旨について

岩手県保健医療計画（2018-2023）は、平成 30（2018）年度から令和 5（2023）年度までの 6 年間の計画期間としているが、医療法の規定により 3 年ごとの中間見直しが義務付けられており、令和 2（2020）年度が中間見直しの時期となっている。

※ 全面見直しではなく、介護保険事業（支援）計画との整合性確保が主な目的

## 2 中間見直しに係る考え方（各項目ごとのポイントは 3 頁参照）

## (1) 二次保健医療圏及び基準病床数

今回の中間見直しの対象とせず、今後、医療資源の状況や受療動向等について分析を行い、令和 6（2024）年からの計画期間とする第 8 次医療計画に向けて検討を進める。

## (2) 疾病・事業（※）及び在宅医療

国の作成指針を踏まえ、統計値の時点更新・数値目標等を中心に見直しを行った。

なお、記載事項は、中間見直しの趣旨を踏まえ、介護保険事業（支援）計画との整合性確保を中心に、県が策定する各種計画と整合を図り見直しを行った。

※ 疾病：がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患、認知症（独自項目）  
事業：小児医療、周産期医療、救急医療、災害医療、へき地医療

## (3) 新型コロナウイルス感染症への対応について

- ・ 「感染症対策」の項目に、新型コロナウイルス感染症へのこれまでの対応等を記載した。
- ・ なお、国の「医療計画の見直し等に関する検討会」では、第 8 次医療計画から「新興感染症等の感染拡大時における医療」を、新たに「事業」に加える方向性が示された（4 頁）ところであり、国の動向を注視しつつ、第 8 次医療計画の策定に向け検討を進めていく。

## (4) その他の事項

平成 29（2017）年の計画策定時からの状況の変化を踏まえ、統計値の時点更新や記載の充実を図った。

## 3 これまでの審議等の経過について

時期	会議	内容
令和 2（2020）年 3 月 25 日	医療審議会	医療計画の中間見直しの実施について
9 月 15 日	（県知事→医療審議会議長）	医療計画の中間見直しについて（諮問）
”	（会長→計画部会長）	” （付議）
9 月 28 日	医療計画部会	・ 医療計画の進捗評価について ・ 中間見直しの方向性について
12 月 25 日（書面開催）	医療審議会	医療計画の中間見直しの概要について
12 月 25 日（書面開催）	医療計画部会	医療計画（中間案）について
令和 3（2021）年 1 月 15 日～2 月 5 日 1 月 15 日～2 月 14 日	関係者等への意見聴取 （法定意見聴取） パブリックコメント	医療計画（中間案）に係る意見について
2 月 19 日（書面開催）	医療計画部会	・ パブリックコメント等の結果について ・ 医療計画（最終案）について
3 月 29 日	医療審議会	医療計画の中間見直し（答申）について

#### 4 パブリックコメント・法定意見聴取等の結果について

##### (1) 団体別の状況

区分		A 全部反映	B 一部反映	C 趣旨同一	D 参考	F その他	合計
パブリックコメント				1			1
法定 意見 聴取	市町村	2	2		1		5
	消防組合	2			1		3
	関係団体(※)	11	2	5	7	2	27
	保健所	1	1		1		3
合計		16	5	6	10	2	39
(割合)		41.0%	12.8%	15.4%	25.7%	5.1%	100.0%

※ 関係団体とは、県の医療関係団体（三師会・看護協会等）、保険者協議会、日本赤十字社、岩手県済生会等

##### (2) 分野ごとの状況（該当のある項目のみ。複数項目に関する意見は主たる項目に計上）

分野	A 全部反映	B 一部反映	C 趣旨同一	D 参考	F その他	合計
地域の現状	1		1			2
(1)がんの医療体制	1			1		2
(2)脳卒中の医療体制	1		1			2
(3)心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制	2					2
(4)糖尿病の医療体制			1			1
(5)精神疾患の医療体制	1		1			2
(6)認知症の医療体制		1				1
(7)周産期医療の体制				1		1
(8)小児医療の体制	1					1
(9)救急医療の体制				1		1
(10)災害時における医療体制				1		1
(11)へき地(医師過少地域)の医療体制				1		1
(12)在宅医療の体制				2		2
医療連携における歯科医療の充実			1			1
障がい児・者保健				1		1
感染症対策	2	1	1	1		5
アレルギー疾患対策	1	1				2
地域包括ケア	1					1
高齢化に伴う疾病等への対応	5	1		1	1	8
医療費適正化		1				1
概要版					1	1
合計	16	5	6	10	2	39

##### (3) 主な意見等について

<p><b>【精神疾患の医療】</b> 以前からの課題であるが、精神関係の医療資源の不足に対応するため、かかりつけ医（一般診療所）と精神医療機関等の連携について、具体的に取り組を進める必要がある。</p> <p>➡ 現行計画に「精神科医療機関と一般科医療機関との相互の連携に向けた研修会の実施」等の取組を記載しており、引き続き連携推進に取り組んでいく。（C：趣旨同一）</p>
<p><b>【救急医療の体制】</b> 岩手中部圏域では、病床が減少傾向にある一方、高齢者搬送件数が増加傾向にある。救急出動件数の増加により、消防や救急病院の負担の増加や、休日・夜間の傷病者の搬送先病院が決まりにくい状況にある。現状を踏まえた体制構築が必要ではないか。</p> <p>➡ 圏域内の2病院（北上済生会病院、総合花巻病院）の新築移転後の受療動向等を見極めながら、救急体制の諸課題等について、「岩手中部保健医療圏地域医療連携推進会議」等の場において、必要な検討を進めていく。（D：参考）</p>
<p><b>【高齢化に伴う疾病等への対応】</b> リハビリ専門職は、盛岡に集中しており、沿岸部など高齢化の著しい地域等でもリハビリを実施できるよう、専門職の増加や、若い専門職が県内で活躍するためのインセンティブ・魅力ある研修体制の構築等が必要と考える。</p> <p>➡ 「リハビリ専門職が介護予防事業等に円滑に関わる体制づくりの支援や、関係団体と連携し、意識醸成やスキル向上の取組を推進」することを、新たに計画に記載。（A：全部反映）</p>

## 5 医療計画の中間見直しのポイントについて

項目	主な見直し事項	答申案 頁
全般的事項	統計値等に関して、直近の数値等に更新	-
	年号の修正及び西暦を追加 例：平成32年→令和2(2020)年	-
第1章 計画に関する基本的事項	中間見直しの考え方を新たに記載	6
第3章 保健医療圏及び基準病床数	令和2(2020)年9月時点の既存病床数を追加	44
第4章 保健医療体制の構築		
第2節 良質な医療提供体制の整備、医療機関の機能分担と連携推進		
3 良質な医療提供体制の整備(5疾病・5事業)		
(1)がん	小児がん等について、直近の動向を踏まえ記載を更新	67, 75
	医療用ウィッグの購入支援等の患者支援策を記載	75
(2)脳卒中	(統計値の時点更新等の軽微な見直しのみ)	80
(3)心血管疾患	※具体的な施策等は、令和3(2021)年度策定予定の「岩手県循環器病対策推進計画」の策定過程で議論を行い、第8次計画に反映	93
(4)糖尿病	(統計値の時点更新等の軽微な見直しのみ)	106
(5)精神疾患	ギャンブル等依存症対策の推進に関する記載を追加	126
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の観点から、数値目標に「退院後の精神障がい者の地域平均生活日数」等を追加	123 (351)
(6)認知症	介護保険事業支援計画を踏まえた現状等の修正	130
	令和3(2021)年～令和5(2023)年の数値目標に更新	135 (353)
(7)周産期医療	ハイリスク妊産婦に対応する医療機関数等の現状について記載	142
	ハイリスク妊産婦アクセス支援事業について記載	151
(8)小児医療	小児医療の充実・強化に向けた協議の場である、「小児・周産期医療協議会」「いわてチルドレンヘルスケア連絡会議」を記載	160
	小児医療体制を担う医療機関名を更新	164
(9)救急医療	救急医療体制を担う医療機関名を更新	177
(10)災害医療	災害拠点病院におけるBCP(業務継続計画)策定率が100%となったことから、本文にその旨を記載し、数値目標から削除	182, 187 (356)
(11)へき地	へき地医療体制を確保するため、「へき地医療拠点病院が実施すべき事業の実施割合」に関する数値目標を追加	196 (357)
(12)在宅医療	小児在宅医療の現状等を追加	203
	令和3(2021)年～令和5(2023)年の数値目標に更新	211 (358)
	在宅医療と介護の整合性確保(追加的需要)の調整状況を記載	212
	アドバンス・ケア・プランニング(ACP)の啓発を記載	217
6 外来医療計画	「外来医療計画(令和元(2019)年度策定)」について記載	233
第3節 保健医療を担う人材の確保・育成		
1 医師	「医師確保計画(令和元(2019)年度策定)」を踏まえ記載を充実するとともに、数値目標を修正	243 (359)
4 看護職員	国の看護職員需給推計に関する記載を追加	257
第4節 地域保健医療対策の推進		
1 障がい児・者保健	障がい児者医療学講座(県寄附講座)の取組を記載	262
2 感染症対策	「新型コロナウイルス感染症に関する対応」を記載	266
第5節 保健・医療・介護・福祉の総合的な取組の推進		
2 健康づくり	医療等ビッグデータの利活用の取組を記載(コラム)	305
4 高齢化に伴う疾病等への対応	介護予防における感染症対策、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、リハビリ専門職の活用等について記載	313
第5章 県民の参画	国の「上手な医療のかかり方」の動向等について記載	335

## 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考え方①

(令和2年12月15日 医療計画の見直し等に関する検討会)

### 1. 新興感染症等の感染拡大時における体制確保（医療計画の記載事項追加）

- 新興感染症等の感染拡大時には、広く一般の医療提供体制にも大きな影響（一般病床の活用等）
- 機動的に対策を講じられるよう、基本的な事項について、あらかじめ地域の行政・医療関係者の間で議論・準備を行う必要

#### 医療計画の記載事項に「新興感染症等の感染拡大時における医療」を追加

- 詳細（発生時期、感染力等）の予測が困難な中、速やかに対応できるよう予め準備を進めておく点が、災害医療と類似  
⇒ いわゆる「5事業」に追加して「6事業」に
- 今後、厚生労働省において、計画の記載内容（施策・取組や数値目標など）について詳細な検討を行い、「基本方針」（大臣告示）や「医療計画作成指針」（局長通知）等の見直しを行った上で、各都道府県で計画策定作業を実施  
⇒ 第8次医療計画（2024年度～2029年度）から追加

#### ◎ 具体的な記載項目（イメージ）

##### 【平時からの取組】

- 感染拡大に対応可能な医療機関・病床等の確保（感染拡大時に活用しやすい病床や転用しやすいスペースの整備）
- 感染拡大時を想定した専門人材の確保等（感染管理の専門性を有する人材、重症患者に対応可能な人材等）
- 医療機関における感染防護具等の備蓄
- 院内感染対策の徹底、クラスター発生時の対応方針の共有 等

##### 【感染拡大時の取組】

- 受入候補医療機関
- 場所・人材等の確保に向けた考え方
- 医療機関間での連携・役割分担（感染症対応と一般対応の役割分担、医療機関間での応援職員派遣等）等

※ 引き続き、厚生科学審議会感染症部会等における議論の状況も踏まえつつ、記載項目や、施策の進捗状況を確認するための数値目標等について、具体化に向け検討。

#### ◎ 医療計画の推進体制等

現行の取扱いに沿って、各都道府県に対し、地域の実情に応じた計画策定と具体的な取組を促す

- 現行の医療法
  - ・ あらかじめ都道府県医療審議会で協議
  - ・ 他法律に基づく計画との調和
- 現行の医療計画作成指針（局長通知）
  - ・ 都道府県医療審議会の下に、5疾病5事業・在宅医療ごとに「作業部会」、圏域ごとに「圏域連携会議」を設置
  - ・ 作業部会、圏域連携会議、地域医療構想調整会議において、関係者が互いに情報を共有し、円滑な連携を推進
  - ・ 圏域については、従来の二次医療圏にこだわらず、患者の移動状況や地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定

## 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考え方②

(令和2年12月15日 医療計画の見直し等に関する検討会)

### 2. 今後の地域医療構想に関する考え方・進め方

#### (1) 地域医療構想と感染拡大時の取組との関係

- 新型コロナ対応が続く中ではあるが、以下のような地域医療構想の背景となる中長期的な状況や見通しは変わっていない。
  - ・ 人口減少・高齢化は着実に進み、医療ニーズの質・量が徐々に変化、マンパワーの制約も一層厳しくなる
  - ・ 各地域において、質の高い効率的な医療提供体制を維持していくためには、医療機能の分化・連携の取組は必要不可欠
- 感染拡大時の短期的な医療需要には、各都道府県の「医療計画」に基づき機動的に対応することを前提に、地域医療構想については、その基本的な枠組み（病床の必要量の推計・考え方など）を維持しつつ、着実に取組を進めていく。

#### (2) 地域医療構想の実現に向けた今後の取組

【各医療機関、地域医療構想調整会議における議論】

- 公立・公的医療機関等において、具体的な対応方針の再検証等を踏まえ、着実に議論・取組を実施するとともに、民間医療機関においても、改めて対応方針の策定を進め、地域医療構想調整会議の議論を活性化

【国における支援】 \* 各地の地域医療構想調整会議における合意が前提

- 議論の活性化に資するデータ・知見等を提供
- 国による助言や集中的な支援を行う「重点支援区域」を選定し、積極的に支援
- 病床機能再編支援制度について、令和3年度以降、消費税財源を充当するための法改正を行い、引き続き支援
- 医療機関の再編統合に伴い資産等の取得を行った際の税制の在り方について検討

#### (3) 地域医療構想の実現に向けた今後の工程

- 各地域の検討状況を適時・適切に把握しつつ、自主的に検討・取組を進めている医療機関や地域に対して支援。
- 新型コロナ対応の状況に配慮しつつ、都道府県等とも協議を行い、この冬の感染状況を見ながら、改めて具体的な工程の設定（※）について検討。その際、2025年以降も継続する人口構造の変化を見据えつつ、段階的に取組を進めていく必要がある中、その一里塚として、2023年度に各都道府県において第8次医療計画（2024年度～2029年度）の策定作業が進められることから、2022年度中を目途に地域の議論が進められていることが重要となることに留意が必要。

※ 具体的には、以下の取組に関する工程の具体化を想定

- ・ 再検証対象医療機関における具体的な対応方針の再検証
- ・ 民間医療機関も含めた再検証対象医療機関以外の医療機関における対応方針の策定（策定済の場合、必要に応じた見直しの検討）